

チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育の統合・追加講習について(お知らせ)

伐木作業等における安全対策を強化するため、厚生労働省において労働安全衛生規則が改正され、本年2月12日に公布されました。

このなかで、チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育の統合については2020年8月1日施行となっておりますので、林業事業体におかれては該当者に対し、それまでに必要な追加講習を受講させる必要があります。

今回統合される特別教育については、安全衛生規則36条8及び同条8-2の2種類があり、平成15年度及び16年度に当三重県農林水産支援センターで受講された方のうち80名の方については後者(36条8-2)の受講該当者となっております。

統合までに必要となる追加講習は、この36条8-2の受講者については5時間、その他36条8の受講者は2.5時間の講習となっておりますので、各事業体におかれては、林災防等研修実施機関にお問い合わせのうえ受講されるよう、ご留意願います。

なお、三重県林災防では令和元年6月現在、5時間の追加講習は計画されていません。5時間講習が受講できない場合には、改めて「伐木等の業務に係る特別教育」(16時間)及び2.5時間追加講習の両方を受講していただくこととなります。

追加講習の詳細については三重林災防にお問い合わせください。

(公財)三重県農林水産支援センター
総務・担い手支援課

Tel 0598-48-1226